

# 東日本大震災からの本格復興に向けて 4年間の検証と次の6年およびその先を見据えた対応を

平成27年2月19日  
日本商工会議所

東日本大震災から間もなく4年が過ぎようとしている。被災地自らの努力はもとより、国内外からの支援により、多くの地域で復旧・復興が進展しつつあるものの、被害規模や自治体の取組状況等により、復旧・復興の進捗に差が生じている。

また、震災後、いち早く事業再開を果たした事業者が、土地のかさ上げや土地区画整理事業の進展に伴い、移転を余儀なくされるなど、当初は予想していなかった問題も発生している。

福島では、今なお12万人もの住民が避難生活を続けているほか、除染・汚染水処理の問題、住民の健康管理などの課題に直面している。

政府は、国の復興指針や自治体の復興計画の策定時とは異なる被災地の現状を踏まえ、「東日本大震災からの復興の基本方針」で示されている「集中復興期間5年」という枠組みにとられることなく、状況変化に応じた支援制度の見直しを行うべきである。

まずは、平成27年度までとされている集中復興期間における事業を着実に実施するとともに、復興予算の執行状況や成果等の検証を進め、十分な復興財源を確保したうえで、平成28年度以降の復興の工程および具体的施策を早期に示す必要がある。

その際には、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした世界への復興のアピールと、復興後の東北の将来像を見据えた中長期的な方針を明示することが求められる。

政府は、本格復興と福島再生の早期実現、その先の「新しい東北」の創造も念頭に置きつつ、下記事項に迅速・着実に取り組むよう、強く要望する。

日本商工会議所は、全国514商工会議所のネットワークを最大限に活用し、引き続き、被災地・被災企業の復興に向けた支援に全力で取り組んでいく。

記

※下線部は新規要望項目。

## I. 集中復興期間の延長を

(主な要望先：復興庁)

土地の権利調整の難航や資材価格の高騰、建設労働者の不足等により、土地区画整理事業や災害公営住宅整備等が遅れている。被災地では、本格的な復興の実現には、なお相当の時間を要するとの認識から、平成27年度末までとされている「集中復興期間」の延長を要望する声強い。

政府は、本年夏までに「集中復興期間」終了後の復興施策を示すとのことであるが、これまでの復興予算の執行状況および成果等を検証し、十分な復興財源を確保したうえで、「集中復興期間の延長」または「同等の支援の継続」により、平成28年度以降も復興交付金や復興特区制度等による税財政面等での十分な支援措置を講じることが必要である。

## II. 土地区画整理事業等の進展に応じた事業再開の促進を

被災地では、復興に向けた土地区画整理事業や災害公営住宅整備などに関し、土地の権利調整の難航等により土地のかさ上げ・整備が遅れ、当初は予想していなかった深刻な課題に直面しており、地域によっては廃業やコミュニティ崩壊につながりかねない状況にある。これらの問題を解決するため、早急に以下の措置を講じられたい。

## **1. 新たな復興事業の立ち上げに伴う移転・施設再整備への支援拡充を**

(主な要望先：復興庁、国土交通省、経済産業省)

グループ補助金を活用するなどにより、事業再開を果たした事業者が、土地区画整理事業等に伴う土地のかさ上げや換地の遅延により、事業所の移転や施設の再整備を余儀なくされ、追加的費用の負担の大きさから、円滑な事業再開に支障をきたすケースが生じている。

自己都合ではない理由により、移転・再整備を余儀なくされた事業者が、移転先で円滑に事業を再開できるよう、移転補償費の算定の柔軟化やグループ補助金における対応等、移転・再整備の経緯や状況に応じた措置を講じられたい。

## **2. 用地の活用促進に向けたマッチングの仕組みの拡充を**

(主な要望先：復興庁、国土交通省)

地権者交渉の難航や土地所有者が不明であること等により、事業用地等の確保が遅れている。

一部の地域では、土地区画整理事業において、都市再生機構（UR）などが地権者と企業等とのマッチングを行うことにより、権利調整が円滑に進んでいるケースもあることから、こうした取り組みを防災集団移転促進事業等に伴う移転跡地の活用等にも展開していくことが求められる。

## **Ⅲ. 生活・産業インフラの着実な整備を**

被災地では、未だ仮設住宅での生活を余儀なくされている住民や仮設店舗での事業を継続せざるを得ない事業者が多い。産業復興のためには、住宅や道路、鉄道などの生活・産業インフラの着実な整備が必要であることから、以下の措置を講じられたい。

### **1. 住宅再建の着実な実行を**

(主な要望先：復興庁、国土交通省)

公共工事の入札不調や建設業の労働力不足により、地域によっては、住宅再建の事業進捗が大きく遅れている。

政府は、平成27年2月から災害公営住宅整備に係る標準建設費の引き上げ等の措置を講じたが、入札不調の解消に向け、引き続き復興の実態に即した不断の見直しを行うなど、一日も早い災害公営住宅の整備に万全の措置を講じられたい。

また、急激な人口流出や住宅再建意向の変化を把握しながら、余剰宅地・住宅等が生じることのないよう、需要に応じた事業計画の適切な見直しを図られたい。

### **2. 交通・物流インフラの早期かつ着実な復旧を**

(主な要望先：復興庁、国土交通省)

復興道路・復興支援道路については、重要な交通インフラとして交流人口の拡大に資するのみならず、災害時に命をつなぐライフラインとなることから、全線開通時期を明示したうえで、完成時期の前倒しを図られたい。

鉄道に関しては、JR山田線で、土地のかさ上げなど原状復旧以外の費用を国費で負担する措置が講じられたところであり、早期かつ着実な実施が求められる。また、復旧の目途が立っていないJR路線（大船渡線、気仙沼線、常磐線）についても同様の措置を講じ、着実に復旧する必要がある。

物流の拠点となる重要港湾等については、ふ頭、荷捌き施設の早期復旧や耐震性確保など、物流機能の整備・強化を促進されたい。

### **3. 労働力確保のための就労環境の整備促進を**

(主な要望先：復興庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

地域の基幹産業である水産加工業等は、依然として深刻な労働力不足に陥っている。その解決には、就労環境の整備が重要であり、入居者不在の仮設住宅を宿舍に転用可能とする措置や宿舍整備に対する支援などを講じるとともに、女性や高齢者を積極的に雇用する事業者への優遇措置などを講じることが求められる。

## **IV. 復旧・復興の段階に応じた事業者への支援を**

被災地では、未だ仮設店舗での営業を余儀なくされている事業者や、グループ補助金等を活用して事業再開を果たしても、販路が確保できず、震災前の水準まで売上を回復できていない事業者が多い。事業者の本格的な事業再開に向け、早急に以下の措置を講じられたい。

### **1. 事業者の販路拡大支援を**

(主な要望先：復興庁、経済産業省、国土交通省、農林水産省)

グループ補助金等を活用し、仮営業から本格的な事業再開を果たしても、震災により喪失した販路を回復できていない事業者が多い。加えて、依然として続く風評被害等により販路の確保は極めて困難な状況にある。

大都市圏・被災地等での商談会や見本市等の開催、海外販路開拓支援などが、一過性の取り組みにとどまることなく、持続的な販路拡大につなげられるよう、以下の措置を講じられたい。

また、民間からの継続的な支援を得るには、これまでの販路開拓等への民間支援が、どの程度の効果をもたらしているのか、依然不十分なのか等の情報が公表されることが重要であり、P D C Aによる支援の仕組みの構築が必要である。

#### **(1) 流通現場に精通した百貨店OB等の人材派遣事業の創設**

大都市圏での商談会等においては、マーケット情勢やニーズに精通し、現場経験を有する人材が不可欠であることから、百貨店のOB人材等を被災地に派遣し、事業者の商品改良や販路開拓、商談会のフォローアップ等を総合的にサポートするための仕組みを創設されたい。

#### **(2) 商品・サービスの特性に応じた販路開拓への支援の拡充**

商品・サービスの用途や対象とする顧客層、生産規模等によっては、大都市圏よりも地元のスーパーや道の駅等を販路とする方が、有効な場合がある。事前のバイヤーマッチングなど、事業者の規模や商品・サービスの特性に応じた国内外の商談会の開催を支援されたい。

また、商談会に参加する被災者側（サプライヤー）および支援者側（バイヤー）双方に対する交通費や宿泊費等の助成措置を拡充されたい。

#### **(3) トラック運転手確保への支援の創設**

販路を拡大しても、トラック運転手の不足等により、輸送手段が確保できないとの声が多く聞かれる。物流手段の確保に向け、運転手の養成・訓練等に対する支援や、高速道路利用料金の割引等の措置を講じられたい。

- (4) 農林水産物の風評被害払拭に向けた海外への働きかけと国内外への情報発信  
韓国や中国においては、依然として被災地域の農林水産品・加工品に対する輸入規制が行われている。こうした輸入規制の撤廃を実現するとともに、国内外向けの安全性に関する情報発信を一層強化されたい。

## 2. 復旧ステージにある事業者を支援するグループ補助金の継続を

(主な要望先：復興庁、経済産業省)

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）については、早期に活用して事業再開を果たした事業者がある一方、未だ申請に至らず、仮設店舗で営業を続けている事業者も存在することから、平成 27 年度はもとより、平成 28 年度以降も十分な予算を確保されたい。

## 3. 復興ステージにある事業者支援に向けたグループ補助金の拡充を

(主な要望先：復興庁、経済産業省)

### (1) グループ補助金の新たな措置の既採択事業者への適用

平成 27 年度予算案において、新たに「新商品・サービス開発」「新市場開拓」「生産効率向上」等への支援が措置されている。平成 26 年度までの交付決定事業者のうち、事業に着手していない者等も本措置の対象に加えられたい。

### (2) グループ補助金における設備高度化等への支援拡充

被災した事業者の中には、新たな販路を開拓するにあたり、HACCP（※）等への対応が必要となり、設備の高度化に迫られているケースがある。このような設備の高度化や機械等の導入ニーズへの対応についても、グループ補助金の対象とするなど、復興状況や経営環境の変化に応じた支援を図られたい。

※HACCP（ハサップ/Hazard Analysis and Critical Control Point）：原材料の受入から最終製造までの各工程における汚染・異物混入等の危害要因を分析したうえで、危害防止につながる重要工程を継続的に監視・記録するシステム。

## 4. 被災企業に対する資金繰り支援の継続を

(主な要望先：経済産業省、金融庁)

東日本大震災復興支援貸付や被災事業者経営改善貸付（災害マル経）等の被災中小企業の資金繰り支援、および産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構による再生支援を継続されたい。

## 5. 被災地の中小企業と産業の再建を担う商工会議所への支援拡充を

(主な要望先：復興庁、経済産業省、財務省)

商工会議所が、引き続き、地域の産業復興拠点としての役割を十分に果たすことができるよう、以下の措置を講じられたい。

- (1) 商工会議所の建物や設備の復旧・改修等について、民間事業者に対するグループ補助金と同等の助成措置を講じられたい。
- (2) 商工会議所が新たな建物を整備する際の建設負担金の被災地特例としての即時償却および商工会議所に対する寄附金の全額損金算入などの措置を講じられたい。

## **V. 交流人口の回復・拡大に向けた観光振興の取り組みへの支援を**

東北六県や関東地方沿岸部では、訪問観光客数が未だ震災前の水準に回復していない地域が多い。東北地方が一体となって行う地域特性を活かした取り組みや 2020 年オリンピック・パラリンピック等を見据えた取り組みなどを支援し、早期に交流人口を回復・拡大することが必要である。

### **1. 修学旅行の誘致への支援を**

(主な要望先：復興庁、観光庁、文部科学省)

依然として続く風評被害等により、被災地を訪問する修学旅行生は震災前の水準を下回っている。子ども農山漁村交流などへの積極的な支援や、防災・震災学習プログラム等による復興ツーリズム、地域の伝統産業の体験ツアー、東北地方で開催されるデスティネーションキャンペーンとの連動など、修学旅行の誘致に向けた取り組みを支援するとともに、保護者等を対象とした啓発活動を展開されたい。

### **2. グリーンツーリズムやスポーツツーリズム等への支援を**

(主な要望先：復興庁、観光庁)

里山文化や三陸地方の食・海・歴史文化等を活かしたグリーンツーリズム、国際的なスポーツ大会や合宿等の開催・誘致をはじめ、自然環境を活用したアウトドアスポーツ・レジャー等のスポーツツーリズム、MICEの誘致などの取り組みを支援されたい。

### **3. 外国人観光客の誘客に向けた環境整備を**

(主な要望先：復興庁、観光庁)

風評被害の払拭に向けた国内外への正確な情報発信の強化に加え、無料公衆無線LAN環境の整備や多言語案内表示の普及・整備、東北地方の空港へのLCCの誘致など、外国人観光客の受入体制の構築・強化に向けた支援を講じられたい。また、JNTO（日本政府観光局）による海外での東北デスティネーションキャンペーンの実施など東北のPR・プロモーションを強化されたい。

## **VI. 一刻も早い福島の再生を**

福島県は、地震・津波による被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、今なお風評被害や除染・汚染水処理の問題、住民の健康管理など、他の被災地とは異なる深刻な課題に直面している。避難生活は間もなく4年にさしかかろうとしており、一日も早い産業復興・生活再建が急務である。福島の再生なくしては、東北はじめ被災地の復興はなく、日本の再生もないことを改めて深く認識し、以下について早急に取り組むことが必要である。

### **1. 原子力損害賠償の確実な実施を**

(主な要望先：内閣官房、復興庁、経済産業省、文部科学省)

営業損害をはじめとする原子力損害賠償については、被災企業がそれぞれの将来設計に応じて事業の見通しを立てることができるよう、原子力災害の特殊性や損害の範囲、被災企業の意向等を十分に踏まえ、必要な賠償期間を確保したうえで、被害の実態に即した賠償を確実にを行うよう指導されたい。

## 2. 地域全体の再生を牽引するプロジェクトの早期実現を

(主な要望先：復興庁)

- (1) 国は、国内外から人や企業等呼び込み、産業振興や雇用の創出を通じて、福島再生のみならず日本復興の象徴となる様々なプロジェクトの実現を強力に推進すべきである。特に、国際廃炉研究開発拠点やロボット開発・実証拠点の整備、放射能に関する国際研究機関の設置、エネルギー関連産業の集積等により、新たな産業基盤の構築や広域的な視点でのまちづくりを目指すイノベーションコースト構想の実現を図られたい。
- (2) 産業復興・生活再建に関する将来像が不透明なままでの避難生活の長期化は、避難区域周辺の事業者や住民の復興へ向けた意欲のさらなる減退を招きかねない。政府は「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」を立ち上げ、避難指示等が出された市町村の将来像の検討を開始したが、避難生活長期化の懸念が生じてきた現状に鑑み、検討作業を加速し、広域的かつ長期的な視点に基づく地域再生ビジョンを一日も早く策定されたい。

## 3. 企業立地促進のための支援の継続を

(主な要望先：復興庁、経済産業省)

福島県内に工場等を新增設する企業を支援する「ふくしま産業復興企業立地補助金」や「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」は、産業集積の形成や既存企業の生産拡大、雇用創出に資する事業として、極めてニーズが高いことから、引き続き十分な予算措置を確保されたい。

また、福島再生のために進出した企業の中には、企業活動の枠を超えて国内外からの来訪者の受け入れや様々な福島再生に資する活動に携わっているところもあり、こうした企業の自主的な活動への支援を講じられたい。

## 4. 除染や風評被害等に関する具体策の確実な実行を

(主な要望先：復興庁、経済産業省、環境省)

福島再生の加速化に向けて、風評被害対策や除染、汚染水対策等に関する財政措置を含めた以下の具体策を迅速、確実に実行されたい。

- ① 国内外に根強く残る風評被害の払拭に向けた放射線リスクに関する科学的知見の周知、世界基準を大幅に上回る食品の放射性物質濃度国内規制値等の見直し
- ② 合理的な目標設定に基づく迅速な除染の実施、除染実施後の地域再生に向けた対策の強化
- ③ 国の責任のもとでの早急かつ着実な汚染水処理の実施
- ④ 立地自治体・住民の理解を前提とした中間貯蔵施設の早期稼働および最終処分場の早期設置

以上

## 《被災地商工会議所の声》

### 【復興全般に関する声】

- 内陸部の土地のかさ上げは、平成 28 年度に完了予定であり、まだ途中段階。沿岸部も同様の状況であり、復興は進んでいるようで進んでいない。
- 震災から 4 年弱が経過し、災害公営住宅が竣工するなど、復旧・復興は進みつつあるが、復興を加速させるための予算・人手確保や事業者の販路回復・開拓等の「新しい課題」も顕在化している。こうした課題に直面した今だからこそ、気づき言えることもある。
- まちづくりにはこれから着手する。目に見えるところで復興が進んでいるが、細かいところがまだできていない。これからは、凝縮したコンパクトシティ形成を進める。
- 地震・津波被災地域においては復興事業が本格化しつつある一方で、原子力災害地域は依然として、インフラ復旧・事業再開もおぼつかない状況。

### 【具体的な課題に関する声】

- 区画整理に伴う土地のかさ上げや換地の関係で、グループ補助金を活用して営業再開した事業者が移転せざるを得ないケースが生じている。移転補償費は支払われるが、移転先での事業再開資金が足りない。
- これまでにグループ補助金を活用して事業を再開した企業の多くは、工業（水産加工業・造船業等）であり、商業（飲食店・小売店）の多くは未だ仮設店舗で経営を続けている。
- 市内の被災区域は 21 区域で、このうち 5 区域が土地区画整理事業を選択した。仮換地も終了しているが、かさ上げが進まず、所有者に土地が戻ってくるのは、3～4 年後とされている。
- 震災前と比べ、水揚げ量は 8 割、観光は 7～8 割程度回復。しかしながら、水産業では後継者不足が深刻化している。
- 有効求人倍率が 1.8 倍になっている。最も深刻なのは、トラック運転手の不足であり、販路拡大の足枷になっている。
- 市内の有効求人倍率は 1.9 倍に達しており、人手不足が深刻化。一方で、職種別の有効求人倍率では、「事務職（0.4 倍）」「水産業（2.7 倍）」となるなど、求人求職のミスマッチも顕在化しつつある。
- 商談会の仲介役は、流通事情に詳しい人物でなければ、なかなか成果に結びつかない。流通業界の団体などに登録されている業界のOB人材などが必要。また、首都圏のマーケットに詳しく、ニーズを把握している人材も必要。
- 修学旅行をはじめとした教育旅行客数の回復が課題。教育旅行客数の推移（宿泊者数ベース）は、震災前の 60%程度に留まっている。